

○厚生労働省告示第百六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二の五第一項の規定に基づき、医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者

- 一 公益社団法人日本看護協会
- 二 公益社団法人日本精神科病院協会
- 三 独立行政法人国立病院機構
- 四 兵庫県災害医療センター